**１．インクルーシブ教育システムの構築に向けた国の動き**

**○「障害者基本法」の一部改正について（平成23年8月5日公布）**

（目的）【第1条関係より】

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

（概要）＜一部抜粋＞

■第２条（定義）「障がい者」の定義

　・『障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう』

　・『社会的障壁　障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう』

■第４条（差別の禁止）社会的障壁の除去を義務付け

　・『その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない』

■第１６条（教育）インクルーシブ教育の理念

・『年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等、必要な施策を講じなければならない』

　・『国及び地方公共団体は、人材の確保及び資質の向上、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない』

**○「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための**

**特別支援教育の推進（報告）」について**

**(平成24年7月23日　中央教育審議会初等中等教育分科会)**

(経緯)

・平成22年 7月12日　　文部科学省の審議要請により、中央教育審議会初等中等教育

分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を

設置

・平成22年 12月24日　 中間とりまとめ「論点整理」を発表

・平成23年 5月27日 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において、『合

理的配慮等環境整備ワーキンググループ』を設置

・平成24年　2月13日　　 ワーキング報告

・平成24年　7月23日 本報告

(概要)＜一部抜粋＞

■ 共生社会の形成に向けて

　►　インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

　　　・『インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要』

■ 就学相談・就学先決定の在り方について

　　　►　早期からの教育相談・支援の充実

　 ►　就学先決定等の仕組みの改善

・『就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域や状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当』

　　　・『市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当』

■ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

　 ►「合理的配慮」の基礎となるのが「基礎的環境整備」

■ 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

　　►通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備

　　►特別支援学校のセンター的機能の一層の活用

　　►交流及び共同学習の推進

■ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

　►すべての教員についての養成・研修

**○「学校教育法施行令」の一部改正について（平成25年9月1日公布）**

**⇒**文部科学事務次官通知より、改正の趣旨及び内容等を通知（平成25年9月1日）

（概要）＜一部抜粋＞

■ 就学先を決定する仕組みの改正(第5条及び第11条関係)

・『市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること』

　　・『市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること』

■ 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

　　・『特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと』

■ 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

　 ・『視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校

以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること』

・『視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支

援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること』

■ 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

・『市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中

学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとすること』

**○「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」**

**（平成25年10月4日　25文科初第756号）**

⇒改正学校教育法施行令の趣旨及び内容等を踏まえ、就学手続きを含めた早期からの一貫した支援等について通知

（概要）＜一部抜粋＞

　■ 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

　・『障害のある児童生徒等がその年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること』

　・改正学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、十分な時間的余裕を持って行い、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重

　■ 特別支援学校への就学

　・『・・・・障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。』

　■ 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

　・特別支援学級において教育を受けることが適当と認める者の障害の種類や程度、留意事項を明示

　・通級による指導を受けることが適当と認める者の障害の種類や程度、留意事項を明示

　■ 早期からの一貫した支援について

　・乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備

　・就学前施設や療育機関等で作成された支援計画等に適宜資料の追加等を行い、情報を一元化する小・中学校等へ引き継ぐ取組み等

　・柔軟な転学について、関係者間で共通理解とすることが適当

　・早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点からの「教育支援委員会」（仮称）が適当

**○「障害者差別解消法」について（平成25年6月26日公布・**

**平成28年4月1日施行）**⇒「障害者基本法」第4条（差別の禁止）を具体化

（目的）

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざすもの。

（概要）

　Ⅰ　差別を解消するための措置

・差別的取り扱いの禁止（国・地方公共団体等・民間事業者による「障がいを理由とする差別」の禁止）

　　・合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等は法的義務）

（具体的な対応）

・差別を解消するための取組みについて、政府全体の方針を示す「基本方針」の作

　成

　　・行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対

応要領」・「対応指針」の作成

　Ⅱ　差別を解消するための支援

　　　相談・解決の体制整備、地域における連携、啓発活動、情報収集等

**○「障害者の権利に関する条約」について**

**（経緯）**

**・**平成18年 12月13日　 国連総会で採択

・平成20年 5月 3日　 発効  
**・平成25年** 12月 4日　 締結のための国会承認

・平成26年 1月 20日　 批准書寄託

・平成26年 2月 19日　 日本において発効

（条約の趣旨）

◆　障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

・障がいに基づくあらゆる差別（「合理的配慮」の否定を含む）の禁止

・障がい者の社会への参加・包容の促進

・条約の実施を監視する枠組みの設置等

（定義）＜一部抜粋＞

　・「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限

・「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

・「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計

(第24条　教育)

1　締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

1. 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
2. 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
3. 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。